

所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国際観光旅客税の記帳義務に関する経過措置に関する政令要綱

- 1 国際観光旅客税の記帳義務に関する経過措置を定める。(本則関係)
- 2 この政令は、令和八年七月一日から施行する。(附則関係)